

令和 7 年度 水道水質検査等業務委託 仕様書

本仕様書は、浪江町住宅水道課の発注する浪江町水道水質検査業務に適用する。

業務期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日

検体数

飲料水供給施設における検体数は、別紙 1「水道法に基づく水質検査項目」及び、別紙 2「実施予定検査区分」のとおり。

業務範囲

1 採取・回収

- (1) 各検体の採取業務については、受託者の責任において行うこと。
- (2) 採取日及び採取時間については、浪江町と受託者がその都度打合せ確認の上実施すること。
- (3) 採取場所は、浪江町が指定した場所の水栓等において受託者により採水すること。
- (4) 採水時には、常に身分を明らかにできる証明書を携帯すること。
- (5) 採水に係る容器及び器具並びに保存薬品等は受託者の負担とし、公定法（水道法、省令、告知及び通知）に準じること。
- (6) 採水及び回収に係る費用は受託者の負担とする。

2 検査・報告

- (1) 試料採取後、検査項目を公定法により測定精度、検査方法を遵守し速やかに検査すること。
- (2) 検査結果の報告は原則として採取後 2 週間以内とすること。ただし、帰還困難区域への公益一時立入のための手続きや、その他の事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 浪江町が検査結果に疑義がある場合は、受託者の負担で再検査を実施すること。但し、受託者の責に帰さない場合は、この限りでない。
- (4) 保菌検査以外の水質検査の再委託は認めない。
- (5) 事故等により特に緊急を要する場合は、検査を依頼してから 24 時間以内に対応し結果を報告すること。

3 その他

- (1) 受託者の採取者若しくは回収者について、浪江町が適当でないと判断した場合は、速やかに担当者を変更すること。

- (2) 浪江町に緊急を要する水質検査が生じた場合、受託者は全面的に協力すること。
- (3) 本業務において、知り得たデータや委託内容の情報について、他人にもらしてはならない。
- (4) 受託者は業務完了時に年間の検査成績のデータをCD-ROMで提出すること。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受託者の負担で行う。
- (6) この仕様書の定めのない事項は、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、浪江町の解釈に従うものとする。

令和7年度 水道法に基づく水質検査項目

浄水検査（51項目）：年1回

項目 No.	水質基準項目	項目 No.	水質基準項目
1	一般細菌	27	総トリハロメタン
2	大腸菌	28	トリクロロ酢酸
3	カドミウム及びその化合物	29	ブロモジクロロメタン
4	水銀及びその化合物	30	ブロモホルム
5	セレン及びその化合物	31	ホルムアルデヒド
6	鉛及びその化合物	32	亜鉛及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物	33	アルミニウム及びその化合物
8	六価クロム化合物	34	鉄及びその化合物
9	亜硝酸態窒素	35	銅及びその化合物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	36	ナトリウム及びその化合物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	37	マンガン及びその化合物
12	フッ素及びその化合物	38	塩化物イオン
13	ホウ素及びその化合物	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)
14	四塩化炭素	40	蒸発残留物
15	1,4-ジオキサン	41	陰イオン界面活性剤
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	42	ジェオスミン
17	ジクロロメタン	43	2-メチルイソボルネオール
18	テトラクロロエチレン	44	非イオン界面活性剤
19	トリクロロエチレン	45	フェノール類
20	ベンゼン	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
21	塩素酸	47	pH値
22	クロロ酢酸	48	味
23	クロロホルム	49	臭気
24	ジクロロ酢酸	50	色度
25	ジブロモクロロメタン	51	濁度
26	臭素酸		

浄水検査（49項目）：年3回

NO. 42、43の2項目を除く、49項目

浄水検査（9項目）：年8回

NO. 1,2、38、46～51の9項目

浄水検査（2項目）：年2回

NO. 42、43の2項目

浄水検査（20項目）：年1回

アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、亜塩素酸、二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラー、農薬類、残留塩素、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル、臭気強度(TON)、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌、1,1-ジクロロエチレン、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン(PFOA)
--

原水検査（39項目）：年1回

浄水検査項目NO. 21～31の浄水処理に起因する消毒副生成物11項目を除く、39項目

原水検査（8項目）：年3回

NO. 1,2、38、46、47、49～51の8項目

原水検査（2項目）：年4回

指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)

原水検査（2項目）：年1回

クリプトスポリジウム、ジアルジア

保菌検査（5項目）：年2回（職員8名分）

赤痢菌、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、O-157

別紙2

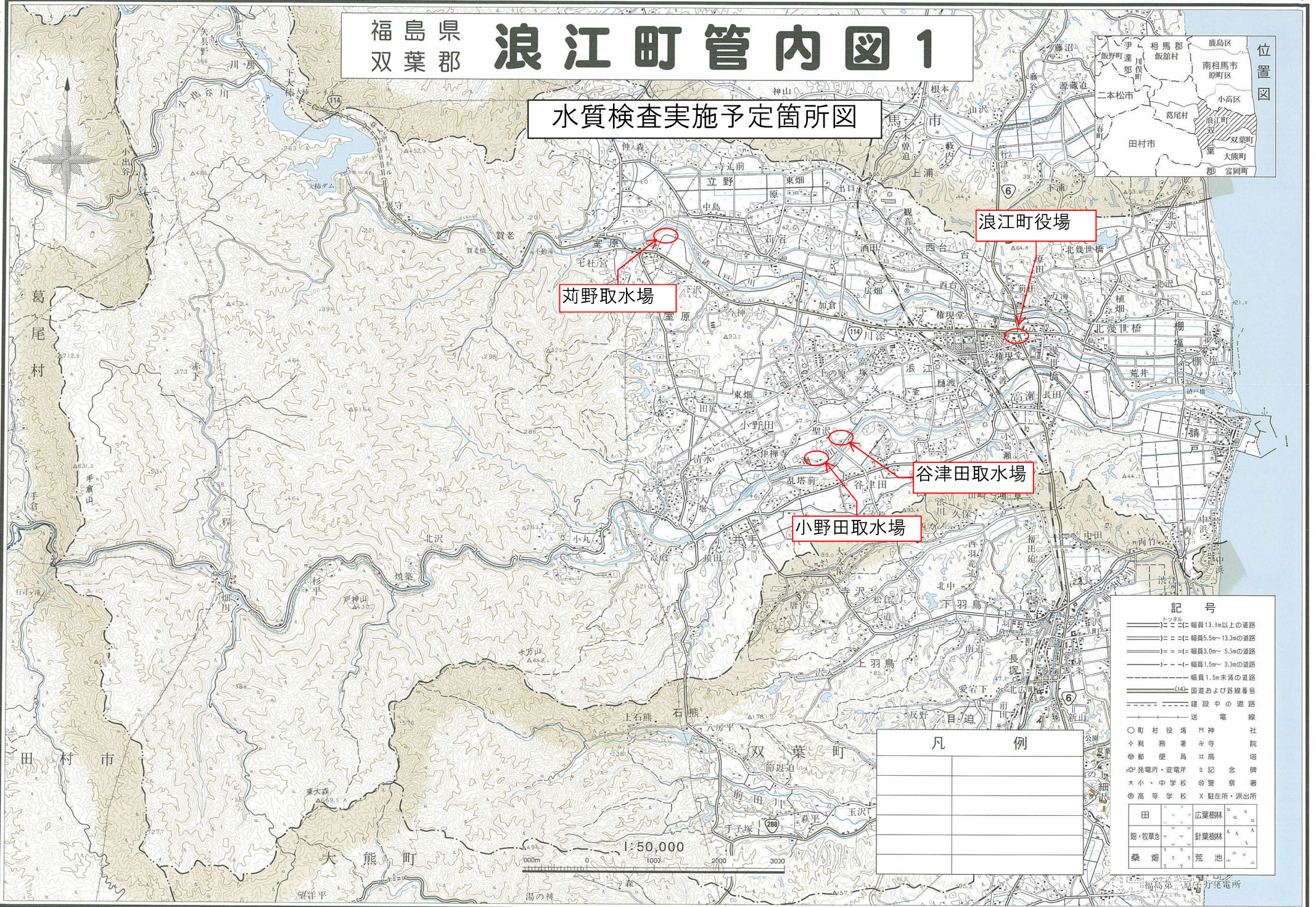
令和7年度 浪江町水質検査計画 実施予定検査区分

(単位:検体数)

採水 年月日		浄 水					原 水					保菌検査 O-157含む	
		水質基準 51項目	水質基準 49項目	水質基準 9項目	カビ臭 2項目	水質管理目標設 定項目19項目	水質基準 39項目	水質基準 8項目	指標菌 (大腸菌)	指標菌 (嫌気性芽胞菌)	クリプトスポリジウ ム・ジアルジア		
年	月												
7	4		3					3	3	3			(浄水) 小野田系統
	5			3									谷津田系統
	6			3	3							8	苅野系統
	7	3					3		3	3	3		
	8			3	3	3							(原水)
	9			3									小野田取水場
	10		3					3	3	3			谷津田取水場
	11			3									苅野取水場
	12			3								8	
8	1		3					3	3	3			
	2			3									
	3			3									
計		3	9	24	6	3	3	9	12	12	3	16	

福島県 浪江町管内図 1

水質検査実施予定箇所図



記号

- == (幅員13.3m以上の道路)
- == (幅員5.5m~13.3mの道路)
- == (幅員3.0m~5.5mの道路)
- == (幅員1.5m~3.0mの道路)
- (幅員1.5m未満の道路)
- (国道および路線番号)
- (建設中の道路)
- (送電線)

凡例

○	町役場	市神	社
◇	税務署	市寺	院
◎	郵便局	市高	塔
⊕	発電所・変電所	市記	念碑
△	小・中学校	市警	署
⊙	高等学校	市駐	在所・派出所

田	広葉樹林
畑・牧場	針葉樹林
桑畑	荒地

福島第二原子力発電所